

平成 2 9 年

四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会

(第 1 回) 議事録

四條畷市交野市清掃施設組合

平成 29 年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会
(第 1 回) 議事録

1. 平成 29 年 3 月 30 日 四條畷市交野市清掃施設組合 2 階会議室において開催する。

1. 出席議員次のとおり

1 番議員 松村 紘子	2 番議員 藤田 茉里
3 番議員 黒瀬 雄大	4 番議員 雨田 賢
5 番議員 新 雅人	6 番議員 三浦 美代子
7 番議員 藤本 美佐子	8 番議員 大矢 克巳
9 番議員 森本 勉	10 番議員 曾田 平治
11 番議員 大川 泰生	12 番議員 岸田 敦子

1. 理事者側出席者次のとおり

管理者職務代理人 東 修平
副管理者 黒田 実
四條畷市都市整備部長 吐田 昭治郎
交野市環境部長 奥西 隆

1. 事務局側出席者次のとおり

事務局長 北崎 文雄
資源循環施設整備室長 田中 万亀夫
事務局次長兼会計課長 奥田 浩樹
事務局次長兼資源循環施設整備室長代理 梅垣 信一
総務課長 太田 広治
管理課長 後藤 弘宣

1. 議事日程次のとおり

日程第 1	会議録署名議員指名
日程第 2	会期決定について
日程第 3 議案第 1 号	平成 28 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算 (第 2 号) について
日程第 4 議案第 2 号	平成 29 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算について
日程第 5	管理者の選任について

(時に 13 時 59 分)

1. 議長(新 雅人君) 定刻の前ではございますが、皆さまお揃いでございますので、始めさせていただきます。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

1. 議長(新 雅人君) 皆さん、こんにちは。

本日は、四條畷市交野市清掃施設組合議会第1回定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、年度末何かとご多忙のところご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、ご承知のとおり去る1月15日に四條畷市長選挙が行われまして、東四條畷市長におかれましては見事に当選をされましたこと、心からお喜びを申し上げます。

ただ今から、平成29年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第1回を開会いたします。開会にあたりまして、管理者職務代理者よりごあいさつをお受けしたいと思います。管理者職務代理者。

1. 管理者職務代理者(東 修平君) 皆さん、こんにちは。管理者職務代理者の四條畷市長の東でございます。開会にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

本日、四條畷市交野市清掃施設組合議会第1回定例会をご招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、年度末の何かとお忙しいところ、ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、本日の第1回定例会におきましては、平成28年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算(第2号)及び、平成29年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算、並びに、管理者の選任についてをお願い申し上げます。

何とぞよろしくご審議のうえ、ご議決並びにご選任を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本日の定例会終了後、少々お時間をいただきまして、新ごみ処理施設建設工事の進捗状況のご報告を申し上げたいと存じておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

誠に簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

1. 議長(新 雅人君) ありがとうございます。それでは次に、事務局より諸般の報告をいただきます。事務局長。

1. 事務局長(北崎文雄君) それではご報告を申し上げます。

本日の会議におけます議員の出席状況につきまして、ご報告申し上げます。本日は全員のご出席をいただいております。

次に、前定例会閉会后、本日までの諸般につきましてご報告を申し上げます。

去る12月27日には11月分の現金出納検査を、1月25日には12月分の現金出納検査を、2月21日には1月分の現金出納検査を、3月27日には2月分の現金出納検査をそれぞれ行われ、その結果報告書が議長あてに提出されてございますので、お手元に配布させていただいております。なお、検査に付しました関係書類等は事務局にて保管してございますので、併せてご報告を申し上げます。以上、ご報告を終わらせていただきます。

1. 議長(新 雅人君) 議事日程につきましては、本日、机上に配布しておりますとおりといたします。

1. 議長(新 雅人君) 日程第1、会議録署名議員指名を議題といたします。本日の会議録署名

議員は、会議規則第74条の規定により議長において指名申し上げます。4番雨田議員、6番三浦議員を指名いたします。

1. 議長（新 雅人君） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。お諮りいたします。
平成29年3月30日開会の四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第1回における会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（新 雅人君） ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。
1. 議長（新 雅人君） 日程第3、議案第1号平成28年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。
1. 事務局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）
1. 議長（新 雅人君） 朗読が終わりましたので、理事者より議案第1号についての内容説明をいたさせます。事務局長。
1. 事務局長（北崎文雄君） ただいま議題となりました、議案第1号平成28年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明を申し上げますので、恐れ入りますが補正予算書をご覧いただきたいと存じます。

この補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の補正、継続費の年割額の変更、地方債の変更となっております。

それでは、内容につきましてご説明申し上げますので、補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、25億6,760万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億5,560万4,000円としようとするものでございます。

次に、継続費の補正につきまして、第2表、継続費補正でご説明いたしますので、4ページ、5ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、(款)総務費、(項)総務管理費、(事業名)新公会計制度対応支援等業務でございますが、総額の変更はございませんが、平成28年度の出来高が確定したことに伴いまして、年割額を平成28年度878万円から283万円に、平成29年度412万5,000円から1,007万5,000円にそれぞれ変更しようとするものでございます。

次に、(款)(項)建設事業費、(事業名)新ごみ処理施設建設工事等事業でございますが、新ごみ処理施設建設工事の工期が延長されたことに伴い、施設建設工事費は変更はございませんが、新ごみ処理施設建設工事設計施工監理業務委託料で1,189万1,000円を増額することとなりましたので、総額を117億4,477万1,000円から117億5,666万2,000円に変更しようとするものでございます。

また、施設建設工事の工期延長に伴い、平成28年度工事を平成29年度工事に移行され、平成28年度の施設建設工事費の出来高が確定したこと、それに伴う平成28年度の施設建設工事設計施工監理業務の確定や、平成29年度に増額する施設建設工事設計施工監理業務委託料に伴いまして、年割額を平成28年度50億8,792万円から25億7,990万円に、平成29年度51億4,112万円から76億6,103万1,000円にそれぞれ変更しようとするものでございます。

次に、地方債の補正につきまして、第3表、地方債補正でございますので、6ページ、7ページ

をお開きいただきたいと存じます。

第3表、地方債補正でございますが、継続費補正でもご説明いたしました、平成28年度の施設建設工事費の出来高が確定したこと、それと大阪湾広域廃棄物埋立処分場の負担金の確定に伴いまして、衛生債で補正前の限度額28億1,310万円から7億9,660万円に変更しようとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算につきまして、事項別明細書にてご説明いたしますので、10ページ、11ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、歳入でございますが、(款)分担金及び負担金、(項)分担金、(目)清掃施設組合分担金ですが、補正前の額11億8,116万9,000円から4億7,890万6,000円を減額補正し、7億226万3,000円としようとするものでございます。四條畷市でございますが、2億1,004万4,000円の減額、交野市でございますが、2億6,886万2,000円の減額となっております。

次に、(款)諸収入、(項)雑入、(目)雑入でございますが、補正前の額10万円に39万3,000円を増額補正しようとするもので、これは主に、焼却施設整備工事に伴う電気・水道代や過年度分の職員手当返還金などでございます。

次に、(款)国庫支出金、(項)国庫補助金、(目)建設事業費国庫補助金でございますが、継続費補正でもご説明いたしましたように、平成28年度の施設建設工事費の出来高が確定したこと、それに伴います平成28年度の施設建設工事設計施工監理業務の確定に伴いまして、補正前の額17億1,952万6,000円から7,258万7,000円を減額補正し、16億4,693万9,000円としようとするものでございます。

次に、12ページ、13ページをお開きいただきたいと存じます。

(款)(項)組合債、(目)衛生債でございますが、地方債補正でもご説明いたしましたように、平成28年度の施設建設工事費の出来高が確定したこと、それと大阪湾広域廃棄物埋立処分場の負担金の確定に伴いまして、補正前の額28億1,310万円から20億1,650万円を減額補正し、7億9,660万円としようとするものでございます。

次に、14ページ、15ページをお開きいただきたいと存じます。

歳出でございますが、(款)総務費、(項)総務管理費、(目)一般管理費でございます。補正前の額1億3,914万1,000円から1,142万6,000円を減額補正し、1億2,771万5,000円としようとするものでございます。

その内容でございますが、共済費で、共済組合の標準報酬月額当初見込みと実績との差などに伴う減で80万8,000円を減額しようとするものでございます。

次に委託料で、継続費でもご説明しましたように、新公会計制度対応支援等業務の平成28年度の出来高が確定したことに伴い、595万円を減額しようとするものでございます。

次に、負担金、補助及び交付金で、派遣職員の当初見込みとの実際の差に伴う減として派遣職員負担金466万8,000円を減額しようとするものでございます。

次に、(款)衛生費、(項)清掃費、(目)ごみ処理費でございますが、補正前の額4億3,080万4,000円から3,543万8,000円を減額補正し、3億9,536万6,000円としようとするものでございます。

その内容でございますが、共済費で共済組合の標準報酬月額当初見込みと実際の差に伴う減で126万5,000円を減額しようとするものでございます。

次に、需用費で、今後の見通しにより消耗品費の公害対策薬品で732万1,000円、光熱水費で1,760万6,000円の合計2,492万7,000円を減額しようとするものでございます。

次に、委託料で、今後の見通しや契約差額などで902万4,000円を減額しようとするものでございます。

次に、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業負担金の確定に伴いまして、負担金、補助及び交付金で22万2,000円を減額しようとするものでございます。

次に、16ページ、17ページをお開きいただきたいと存じます。

(款)(項)建設事業費、(目)新炉建設事業費でございますが、補正前の額51億608万6,000円から25億802万円を減額補正し、25億9,806万6,000円としようとするものでございます。

その内容でございますが、先ほどの継続費や地方債でもご説明申し上げましたように、平成28年度の施設建設工事費の出来高が確定したこと、それに伴う施設建設工事設計施工監理業務委託費の確定により、委託料で292万円を、工事請負費で25億510万円を減額しようとするものでございます。

次に、(款)(項)公債費、(目)利子でございますが、補正前の額1,859万5,000円から371万6,000円を減額補正し、1,487万9,000円としようとするものでございます。

その内容でございますが、平成27年度新ごみ処理施設建設工事等の事業費の確定が2月になったことにより、当初予定していた地方債の額が減額となったことや、借入れ利率の見込みより利率が下がったことなどにより、利子を減額するものでございます。

次に、(款)(項)(目)予備費でございますが、老朽化する本施設の緊急補修工事等が発生した場合に、迅速に対応できるよう、平成25年度から予備費を増額させていただいております。補正前の額1,000万円の予備費を充当するまでの緊急補修工事がない見込みとなりましたので、900万円を減額しようとするものでございます。

18ページ、19ページは、給与費明細書になっておりますが、説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第1号平成28年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算(第2号)についての、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご可決いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議長(新 雅人君) 内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑の事前通告はございませんでしたが、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

1. 議長(新 雅人君) 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

1. 議長(新 雅人君) 討論なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号平成28年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算(第2号)については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

1. 全 員 異議なし。

1. 議長(新 雅人君) ご異議なしと認めます。よって議案第1号平成28年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

1. 議長（新 雅人君） 日程第4、議案第2号平成29年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事務局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）

1. 議長（新 雅人君） 朗読が終わりましたので、理事者より議案第2号についての内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） ただいま議題となりました、議案第2号平成29年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。恐れ入りますが、予算書をご覧いただきたいと存じます。

時間の関係もございますことから、大きな増減部分や、新たな事項の説明となりますので、ご了承いただきたいと存じます。また、平成29年度予算は、通常の維持管理経費におきまして、現有施設分と平成30年2月竣工予定の新ごみ処理施設分の経費を合わせた予算となっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額を83億9,083万5,000円としようとするものでございます。

次に、債務負担行為につきましては第2表で、地方債につきましては第3表でご説明をさせていただきます。

次に、一時金借入金につきましては、借入れの最高額を67億1,061万7,000円と定めようとするもので、これは、新ごみ処理施設建設工事の支払いに伴い、交付金や起債が支払時期までに納入されないことから、その資金調達として一時的に借り入れるものでございます。

それでは、恐れ入りますが、4ページをお開きいただきたいと存じます。

第2表、債務負担行為でございますが、新ごみ処理施設のリサイクル施設運転管理等業務を平成30年2月から平成33年3月31日まで委託することとしており、その経費について、債務負担行為を設定しようとするものでございます。

その内容でございますが、事項はリサイクル施設運転管理業務の委託に係る経費、期間は平成30年度から平成32年度まで、限度額は5億2,593万円の税抜額に、5億2,593万円に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた額としてございます。これは、今後予定されている消費税及び地方消費税の税率の引き上げに対応した記述としてございますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、5ページをお開きいただきたいと存じます。

第3表、地方債でございますが、新ごみ処理施設建設工事等事業及び大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業の財源といたしまして、53億8,230万円の地方債を発行しようとするものでございます。

次に、歳入歳出予算の詳細につきまして、事項別明細書により、ご説明申し上げますので、12ページ、13ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、歳入でございますが、(款)分担金及び負担金、(項)分担金、(目)清掃施設組合分担金でございますが、前年度と比較しまして、4億7,413万円増の16億5,884万7,000円を計上させていただきます。

その内訳でございますが、四條畷市は前年度と比較しまして、2億909万6,000円増の7億4,206万6,000円、交野市は2億6,503万4,000円増の9億1,678万1,000円となっております。

次に、(款)(項)(目)繰越金でございますが、前年度と同額の1,000円を計上させていただいております。

次に、14ページ、15ページをお開きいただきたいと存じます。

(款)使用料及び手数料、(項)使用料、(目)総務費使用料でございますが、これまで雑入として収入いたしておりました行政財産目的外使用料につきまして、適切な予算項目とすることで見直しをさせていただいたものでございます。金額は2万2,000円を計上させていただいております。

(款)諸収入、(項)(目)雑入でございますが、前年度と比較しまして、2,044万8,000円増の2,054万8,000円を計上させていただいております。また、これらも適切な予算説明となるよう見直しをさせていただいたものでございます。

その内容でございますが、総務費諸収入で、生命保険等事務取扱事務費、行政財産使用に係る光熱水費等、太陽光発電電力売払金など91万2,000円を、衛生費諸収入で、有価物売払金、ごみ発電余剰電力売払金などで1,963万6,000円を計上させていただいております。

次に、(款)国庫支出金、(項)国庫補助金、(目)建設事業費国庫補助金でございますが、前年度と比較しまして、3億9,040万9,000円減の13億2,911万7,000円を計上させていただいております。

次に、16ページ、17ページをお開きいただきたいと存じます。

(款)(項)組合債、(目)衛生債でございますが、前年度と比較しまして、25億6,920万円増の53億8,230万円を計上させていただいております。この内容は、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債で80万円、新ごみ処理施設建設工事等事業債として、53億8,150万円を計上させていただいております。

次に、18ページ、19ページをお開きいただきたいと存じます。

歳出でございます。まず(款)(項)議会費、(目)組合議会費でございますが、前年度と同額の259万6,000円を計上させていただいております。

次に、20ページ、21ページでございます。

(款)総務費、(項)総務管理費、(目)一般管理費でございますが、前年度と比較しまして、510万3,000円増の1億4,761万1,000円を計上させていただいております。主な内容でございますが、前年度と比較して増減の多い費目についてのみ、ご説明をさせていただきます。

まず、人件費では人勸に伴う増、職員の昇給に伴う増や共済費の率の変更による減などに伴い、前年度と比較して38万1,000円の増となり、給料で3,537万6,000円を、職員手当等で2,397万2,000円を、共済費で1,323万1,000円をそれぞれ計上させていただいております。

次に、22ページ、23ページをお開きいただきたいと存じます。

役務費でございますが、現有施設に加え、新ごみ処理施設の火災保険料が必要となりますことから、前年度と比較しまして182万4,000円増の320万7,000円を計上させていただいております。

次に、委託料でございますが、現有施設に加え、新ごみ処理施設の警備防災業務や竣工式業務の委託料などとして、前年度と比較しまして423万5,000円増の1,850万7,000円を計上させていただいております。

次に、26ページ、27ページをお開きいただきたいと存じます。

(款) 衛生費、(項) 清掃費、(目) ごみ処理費でございますが、前年度と比較しまして、5,156万1,000円増の4億8,462万2,000円を計上させていただいております。

主な内容でございますが、人件費では総務費と同様に人件費に伴う増、職員の昇給に伴う増や共済費の率の変更による減、また新規採用職員2名分の増などで、前年度と比較して517万1,000円の増となり、給料で8,189万4,000円を、職員手当等で6,295万9,000円を、共済費で3,103万1,000円をそれぞれ計上させていただいております。

次に、需用費でございますが、需用費で前年度と比較して972万1,000円減の1億4,007万4,000円を計上させていただいております。これは、光熱水費で、新ごみ処理施設の試運転稼働に伴い、現有施設で焼却処理を行わなくなりますことから電気代及び水道代が減額となるものでございます。

次に、委託料でございますが、現有施設分と新ごみ処理施設分の合せた経費となっております。

28ページ、29ページをお開きいただきたいと存じます。

新ごみ処理施設整備事業に係る事後調査業務委託料、下の方でございますけれども、不燃残渣の運搬や処分の委託料、リサイクル施設運転管理業務委託料、濁水処理装置に係る維持管理業務や汚泥等処理委託料などの、新たな業務委託料が増えることにより、前年度と比較して7,255万4,000円増の、1億5,263万8,000円を計上させていただいております。

次に、工事請負費でございます。平成29年度は現有施設の整備工事を行いませんが、平成29年度には新ごみ処理施設が完成し稼働することとなり、現有施設では職員が勤務しない無人の施設となりますことから、清滝ごみ焼却施設の監視カメラ設置工事や仮囲い(万能塀)設置工事などの管理のための工事を予定しており、前年度と比較して1,393万2,000円減の、1,251万3,000円を計上させていただいております。

次に、負担金、補助及び交付金でございますが、不燃残渣処分に係る環境保全負担金を新たに計上させていただいておりますが、これは不燃残渣の処分に係り、引取先が他市町村になった場合、その当該市町村に対して負担金を支払う必要が生じることから14万5,000円を計上させていただいております。

次に、30ページ、31ページをご覧くださいと存じます。

(款)(項) 建設事業費、(目) 新炉建設事業費でございますが、前年度と比較しまして、25億8,154万9,000円増の76億7,625万1,000円を計上させていただいております。

主な内容でございますが、委託料でございますが、前年度と比較しまして、131万4,000円減の4,403万3,000円を計上させていただいております。

前年度から引き続きの、新ごみ処理施設建設工事設計施工監理業務委託料4,093万1,000円と、新たに清滝ごみ焼却施設閉鎖工事設計業務委託料として304万2,000円を計上させていただいております。この閉鎖工事設計業務につきましては、後ほど清滝ごみ焼却施設の解体に関するスケジュールをご説明させていただきますが、解体工事に先立ちまして、ごみピット内や各タンク内部の清掃、作動油引き抜き作業、また、煙突蓋施工、排水対策等維持管理の閉鎖工事を今後実施するにあたり、その設計業務の委託料でございます。

次に、工事請負費でございますが、前年度と比較しまして、27億3,200万円増の76億2,010万円を計上させていただいております。新ごみ処理施設建設工事は平成29年度で完成する予定となっております。

次に、備品購入費でございますが、1,153万1,000円を計上させていただいております。これは新ごみ処理施設で必要な机や椅子、書庫、ロッカーなどの庁用備品を購入するものでございます。

次に、32ページ、33ページをお開きいただきたいと存じます。

(款)(項)公債費、(目)元金でございますが、平成13年度に借入をしました大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債として、平成18年度に借入をしました現有施設に係るごみ処理施設整備事業債に係る償還が終了しますが、平成25年度に借入をしました新ごみ処理施設建設工事等事業債に係る償還元金の償還が始まることに伴い、前年度と比較しまして1,311万7,000円減の286万5,000円を計上させていただいております。

次に、(目)利子でございますが、平成13年度に借入しました大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債と、平成18年度に借入をしました現有施設に係るごみ処理施設整備事業債に係る償還が終了しますが、平成28年度に借入をしました新ごみ処理施設建設工事等事業債に係る利子や、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債に係る利子、また、平成29年度は一時借入金の借入れを予定しておりますことから、前年度と比較しまして3,829万5,000円増の5,689万円を計上させていただいております。

次に、(款)(項)(目)予備費でございますが、これは、衛生費の工事請負費でご説明を申し上げましたように、平成29年度の現有施設に係る工事は実施しない予定でございますが、現有施設は老朽化が著しく突発的な工事が発生したときに対応できるように、前年度と比較しまして1,000万円増の2,000万円を計上させていただいております。

以降34ページから44ページには、給与費明細書を、46ページから47ページには、継続費の調書を、48ページから49ページには、債務負担行為の調書を、また、50ページから51ページには、地方債の調書をそれぞれお示しをさせていただいております。

次に、予算と関係しまして、参考資料として資料を配布させていただいております。参考資料として配布させていただいた「新ごみ処理施設竣工に係るスケジュール(案)」及び「清滝ごみ焼却施設の解体に関するスケジュール(案)」について、ご説明申し上げたいと思います。参考資料をご覧いただきたいと存じます。

まず参考資料の1枚目の「新ごみ処理施設竣工に係るスケジュール(案)」についてご説明申し上げます。

昨年12月議会の中でご報告申し上げましたように、工事が順調に進み、施設の完成が早まってまいりましたところでございます。施設組合及び、四條畷市、交野市に区分して、今後の新ごみ処理施設の竣工に係るスケジュールをお示しさせていただこうと存じております。

まず、施設組合の欄では、7月末には外構工事を残し施設は完成する予定で、その後、8月の下旬には、実際に焼却処理を開始するための準備段階として、焼却バーナーの点火を行ってまいります。9月中旬には両市からのごみを受け入れ開始をし、その後に熱回収施設及びリサイクル施設での負荷試運転を開始してまいります。試運転の運転状況の確認や検査を経て平成30年1月末には竣工引渡しを受け、その後、組合におけます本格的な施設稼働を開始してまいります。また、3月上旬には竣工式を挙げてまいりたいと考えておるところでございます。

また、このような施設の稼働に合わせまして、両市におきましては、ごみの出し方や粗大ごみの有料化等の住民説明会が開催されます。また、負荷試運転に係るごみの搬入や、廃棄物の処理及び清

掃に関する条例の施行などが予定されておられます。

また、新ごみ処理施設の設置場所の変更などに伴いまして、組合規約の変更手続きを行う必要がございますことから、両市の9月の市議会に、組合規約の変更についての議案上程、それと議決をお願い申し上げ、その後に組合において、大阪府に対し規約変更の許可申請を行うなどの手続きになってございます。それらのスケジュールにつきまして記述をさせていただきます。

次に、2枚目の「清滝ごみ焼却施設の解体に関するスケジュール(案)」についてご説明を申し上げます。

新ごみ処理施設の試運転稼働に合わせ、清滝ごみ清掃工場は、操業を停止することになりますが、その後におけます施設の管理や、施設の解体の前に行う工事と委託業務について、平成29年度から平成31年度にかけての、スケジュール(案)をお示ししてございます。

まず、工事でございますが、①の「清滝ごみ焼却施設仮囲い(万能塀)設置工事」は、平成29年度に実施し、不法侵入、不法投棄対策として、敷地の道路側に万能塀の設置を行ってまいります。②の「清滝ごみ焼却施設監視カメラ設置工事」は、万能塀の設置に合わせ、監視カメラ及び記録機器を平成29年度に設置するものであります。③の「清滝ごみ焼却施設閉鎖工事」は、平成30年度に実施する予定で、ピット内や各タンク内の清掃、作動油の引き抜き、煙突の蓋施工工事、閉路後排水対策等の維持管理工事を予定してございます。

次に委託業務でございますが、①の「清滝ごみ焼却施設閉鎖工事設計業務」は、閉鎖工事の発注に係る設計業務を、平成29年度に実施してまいります。②の「清滝ごみ焼却施設解体における調査等業務」は、平成30年度、及び31年度の2か年にわたって、廃棄物処理法や土壌汚染対策法、大阪府条例等に基づく調査業務、関係行政機関との協議に必要な資料作成、また、解体方針等の立案、跡地利用の検討などに係る業務を予定しているものでございます。この平成30年度・31年度の調査を経まして、その後、解体計画を策定し、解体工事を行っていくこととなりますが、今後、内容やスケジュールが具体化したしましたら、お示ししてまいりたいと考えてございますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第2号平成29年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議をいただきまして、ご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

1. 議長(新 雅人君) 内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑者の順番は通告のあった順に基づき行って参ります。ただ今から順次、質疑を許可いたします。12番岸田議員。

1. 12番議員(岸田敦子君) では、通告に従いまして大きく4点質問させていただきます。

まず、4ページと29ページにあります、リサイクル施設運転管理等の業務委託、これについて4点ほどお伺いします。委託内容と予定人員を教えてくださいというのと、入札・契約方法はどうか考えておられるか。

現在の交野市と四條畷市の本業務に係るごみ排出量と今後の排出予測、本施設の業務に係るリサイクル率の予測はしておられるか。

また、本施設に運ばれたごみの行方について、焼却、再生利用、埋立などそれぞれどのような見込みでしょうか。以上、お聞かせ下さい。

大きく 2 点目には、15 ページにあります太陽光発電電力売払金とごみ発電余剰電力売払金について、お伺いします。これらの積算根拠をお示しいただきたいと思います。

大きく 3 点目に、23 ページの新ごみ処理施設竣工式業務委託料について、お伺いします。業務内容の内訳をお示しいただきたいと思います。また、見積りは何社から取られたのでしょうか。そして、組合職員で業務遂行ができないと判断した理由をお聞かせいただきたいと思います。

大きく 4 点目に、29 ページの事後調査業務委託について、新年度の事後調査の内容と、事後調査全体のスケジュールについて、お伺いします。

以上、よろしく申し上げます。

1. 議長（新 雅人君） 奥田次長。

1. 事務局次長（奥田浩樹君） それでは、大きく 4 点あったかと思いますが、まず 1 点目でございます。

リサイクル施設の運転管理等業務委託の関係でございますが、まず委託内容につきましては、管理監督業務、事務、機器の運転操作業務及び保守点検業務、粗大ごみ・不燃ごみ・資源ごみのヤードでの受入・選別・危険物等の抜き取り業務や重機の運転業務、資源ごみのラインでの袋及び危険物等の除去やびんの手選別業務、資源ごみの形成品の移動・積上げ・積み込み業務、ストックヤード棟への保管系ごみの誘導・移動などの業務、また、リサイクル施設から破碎後の可燃粗大ごみの熱回収施設への運搬業務などでございまして、一応、予定人員としましては 24 名を考えてございます。

次に、入札・契約の方法でございますけれども、競争入札を行うということにしております。

次に、現在、両市の粗大・不燃ごみ及び缶びんに係る平成 23 年から 27 年までの年度別排出量につきましては、平成 23 年度は、四條畷市が 1,646t、交野市が 2,810t で、平成 24 年度は、四條畷市が 1,462t、交野市が 2,846t、平成 25 年度は、四條畷市が 1,557 t、交野市が 2,836 t、平成 26 年度は、四條畷市が 1,449 t、交野市が 2,713 t、平成 27 年度は、四條畷市が 1,412 t、交野市が 2,713 t でございます。

今後の排出予測につきましては、排出量が減少傾向にあります。来年度は粗大ごみに係る制度変更に伴いまして、粗大・不燃ごみの量が一時的に増加するものと思われま。

また、本リサイクル施設の業務に係るリサイクル率の予測につきましては、実際に新ごみ処理施設が稼働し、有価物の資源化量等が明らかになった段階で算出をしてみたいと、このように考えてございます。

次に、本施設に運びこまれましたごみの行方につきましては、可燃ごみ及び破碎後の可燃粗大ごみにつきましては、熱回収施設で焼却処理を行うこととしております。

不燃の粗大ごみ及び不燃ごみは破碎後、鉄とアルミに選別をします。また、資源ごみの缶につきましては、鉄とアルミに選別をし、びんにつきましては、自動選別機と人による手選別で、無色びん、茶色びん、その他びんに選別をいたします。これらは再生業者へ引き取りをしてもらい再生利用を行うこととしております。

また、熱回収施設で焼却した残渣、また、リサイクル施設で選別した後の不燃残渣につきましては埋立処分を行うこととしております。

次に大きな 2 点目といたしまして、太陽光発電電力の売払金、それと、ごみ発電余剰電力の売払金について、ご答弁申し上げます。まず、太陽光発電電力及びごみ発電余剰電力につきましては、

実績が把握できないため、少し抑えて算出をさせていただいております。また、安定的に発電できる期間といたしまして、平成30年1月から3月の3ヶ月を見込んでございます。

算出根拠につきましてご回答申し上げます。

太陽光発電についてでございますが、まず3ヶ月における定格能力相当の太陽光発電時間は、年間で1,000時間とし、その3ヶ月分の9割で225時間を見込んでおります。

1時間当たりの定格能力は、120kwhとしてございます。単価につきましては、太陽光発電の再生可能エネルギー固定買取制度の単価31.32円（税込）として算出をしております。

次に、ごみ発電余剰電力についてでございますが、余剰電力は、工事請負業者の試算の8割で、1ヶ月当たり498,816kwhと設定し、このうち、バイオマス発電量を219,479kwh、非バイオマス発電量を279,337kwhとしております。このバイオマス比率につきましては、平成27年度本組合のごみ質分析の実績より算出をしており、その8割とさせていただいております。単価につきましては、バイオマス発電は再生可能エネルギー固定買取制度の単価18.36円（税込）としており、非バイオマス発電につきましては電気事業者を確認をした最近の売電価格の5.4円（税込）として算出をしております。

次に大きな3点目といたしまして、新ごみ処理施設竣工式業務委託についてということで、まず業務委託の内訳につきましては、受付に係る物品といたしまして、主催者および来賓者の記章としてのリボンやテーブル白布等の物品の手配を、看板関係といたしまして会場への案内の立看板や、会場内部の壇上でのタイトル看板等の作成、据え付けを、また、会場の設営関係で紅白幕や花台、舞台ステージなどの手配と設置を想定してございます。その他、テープカット関連や、工事概要を説明するための映像、音響設備等につきましての備品、機器の手配、設置等を想定しております。

式の円滑な進行のための司会者や進行管理、当日ご出席いただいた方への記念品なども今回の委託業務の内容とさせていただいております。

見積りにつきましては、1社から見積もりを徴収いたしましたが、最近の大阪府内で竣工式を実施いたしました類似団体の事例と比較しながら、委託の内容を検討し、積算したものでございます。

次に、本委託業務につきましては、竣工式という式典の性質上、本組合では、これまでに経験がありませんことや、備品関係が特殊になることなど、また来賓者が多数ご出席される中での式の円滑な進行管理といった観点、また他の類似団体での実施状況などから、今回はイベント会社に委託して式を運営していこうということといたしました。

次に大きな4点目でございます。事後調査の業務委託についてということでございますが、この新ごみ処理施設整備事業に係ります事後調査につきましては、事後調査計画書に基づき、実施するものでございます。

平成29年度の後事後調査の内容につきましては、大気質として、熱回収施設から排出する項目と周辺地域の環境を測定する項目がでございます。

熱回収施設から排出する項目といたしまして、煙突排ガスの排ガス量、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素、ダイオキシン、水銀につきましては、本組合が廃棄物処理法に基づき実施いたします調査がございまして、その結果をもって事後調査に適用しようというふうに考えてございます。

周辺地域の環境を測定する項目といたしまして、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質を1

地点1回を、塩化水素、水銀、ダイオキシン類を5地点1回を、風向風速1地点1回を行う予定で
ございます。

次に、水質といたしまして、SS、健康項目の（ベンゼン、砒素、鉛、ふっ素、ほう素）、ダイオキ
シン類、濁度、電気伝導率を2地点1回を行う予定でございます。

次に、地下水といたしまして、健康項目の（ベンゼン、砒素、鉛、ふっ素、ほう素）、ダイオキシ
ン類を、3地点1回を行う予定でございます。

次に、事後調査全体のスケジュールでございますが、調査する項目によりまして、年6回、年2
回、四季に1回、年1回と様々でございまして、また、調査する期間につきましても最長は5年間
実施するものもございまして、調査項目によりましては、1年だけで終わるものや、2年目以降は
事後調査の結果を踏まえて調査頻度など見直すものも様々ございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

1. 議 長（新 雅人君） 12 番岸田議員。

1. 12 番議員（岸田敦子君） 2回しか質問できないということで、丁寧に答えていただいてありが
とうございます。

いくつか再質問をさせていただきますけれども、まず1点目のリサイクル施設の運転管理業務委
託ですね、これについて入札・契約方法を競争入札というふうに答えていただきましたが、それが
具体的にどういう内容をお考えなのか、お聞かせいただきたいということと、リサイクル率の予測は現
段階ではできないということですが、リサイクル施設に運ばれたごみが、きちんと資源化さ
れているか、これ大事な問題となりますので、今後、稼働前でも予測できるなら研究していただい
て、施設稼働後にはきちっと調査していただきたいと要望しておきます。

粗大ごみに関しては熱回収施設で焼却処理を行うということですので、これはサーマルリサイク
ルという考えに沿ったものだといえると思いますが、粗大ごみのほとんどは熱回収施設で焼却され
ると考えていいのか、その辺どう見込んでおられるか、お聞かせ下さい。

あと、缶とびんは再生業者に引き取りとありました。現在両市が別々でこの業務を委託している
と思いますが、施設稼働後は業者の選定についてどう考えておられるか。

大きく2点目のごみ発電の電力売払についてはですね、バイオマス発電と、非バイオマス発電と
いう内容が示されて、今後この内容も私も勉強していかなあかんなどは思いますが、とりあえずそ
の内容の説明をしていただけたらと思います。

大きく3点目、竣工式の委託料、これについてはですね、委託料約 200 万円が計上されておしま
して、率直に市民から見たらですね、組合の職員でできないのかということをおもったので質問させ
ていただきました。答弁を聞きますと、仮に委託せずに行おうとしても、日ごろ使わないような備
品を買ったりレンタルしたりしないといけないということですので、そういう事情から理解はでき
なくはないんですけども、市民の税金ですので、それは買うかレンタルするか、また司会だけ依頼
するのと委託するのはどちらが経費がかからないかというようなことを比較して、今後は検討して
いただきたいという事を申し述べておきます。

最後、事後調査についてですが、今後5年に渡って調査を行うということです。この調査計画に
ついては議員にも資料を配っていただいたという事もありますので、またよく見ていかなければなら
ないと思いますけれども、市民への周知も大切だと思っております。周辺住民と市民全体への周

知について、どう考えておられるか、例えば市民全体には組合のホームページ、また両市の広報、こういったことでの掲載もしていくべきではないかと考えておりますが、これについての考えをお聞かせ下さい。以上です。

1. 議長（新 雅人君） 奥田次長。

1. 事務局次長（奥田浩樹君） まず1点目の競争入札の方法なんでございますけれども、総合評価一般競争入札、あるいは、条件付き一般競争入札、指名競争入札というものがございますが、今後、どの入札を導入するかにつきましては、検討してまいりたいと、このように考えてございます。

それと、破碎後の粗大ごみの、破碎後の部分が、すべて熱回収施設に運ばれるのかということでございますけれども、基本的には粗大ごみの中でも燃えるもの、要は焼却処理できるものということで、焼却を処理しようと考えてございまして、サーマルリサイクルで熱回収ということではなしに、燃える物はやっぱり燃やしていこうという事になってございます。現在のところでも交野市さんの方の可燃の破碎ごみが入ってきております。そういった観点で粗大の可燃物については熱回収施設で焼却をするということでございます。

それと、再生業者への引き取りでございまして、現在は両市さんでそれぞれされておりますけれども、当然組合の中で処理をしておりますので、うちの方が引き取りを出していくという形になりますし、再生業者の選定方法につきましては、競争入札で行うということを予定してございます。

それと、発電のところでございますが、バイオマスと非バイオマスの内容ということでございます。これにつきましては、固定買取制度に位置付けをされております、ごみ焼却施設のごみ発電におけるバイオマス分には、ごみの中の紙、布、木などとなります。

また、固定買取制度に位置付けをされていない、非バイオマス分は、ごみの中のプラスチック類ということになってございます。

最後に、事後調査の結果でございます。事後調査の結果につきましては、周辺地域への周知を行なうとともに、組合ホームページを用いまして多くの市民の方々に公表していきたいと、このように考えてございます。以上でございます。

1. 議長（新 雅人君） これにて岸田議員の議案質疑を終結いたします。他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（新 雅人君） これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（新 雅人君） 討論なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号平成29年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

1. 全員 異議なし。

1. 議長（新 雅人君） ご異議なしと認めます。よって議案第2号平成29年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算については、原案のとおり可決されました。

1. 議長（新 雅人君） 日程第5、議案第3号管理者の選任についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事務局（奥田浩樹君）（議案書にて朗読）
1. 議長（新 雅人君）朗読が終わりましたので、理事者より議案第3号についての提案理由についての説明をいたさせます。管理者職務代理者。

1. 管理者職務代理者（東 修平君）ただ今、議題となりました議案第3号管理者の選任についての提案理由を申し上げます。

平成29年1月19日をもって、管理者 四條畷市長 土井一憲氏の任期満了に伴ない、新たに管理者の選任が必要となりましたので、本案を提案した次第でございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

1. 議長（新 雅人君）引き続きまして、本件につきまして黒田交野市長より説明を求めます。交野市長。
1. 副管理者（黒田 実君）ただ今議題となりました、議案第3号管理者の選任につきましては、内容を私の方から説明をさせていただきます。管理者の選任につきましては、本組合規約第7条第2項の規定に基づき、組合議会において関係市の長から選任をお願いするものでございます。ただ今提案理由につきましては職務代理者より申し上げたところでございますが、四條畷市の東市長さんと協議をさせていただきました結果、管理者を現在職務代理をお勤めいただいております東市長さんをお願い申し上げたいと、このように考えているところでございます。新ごみ処理施設整備事業を始めとして、本組合事業につきましては、今後とも議員の皆さま方のお力添えを頂きながら、管理者と共に一丸となって取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

よろしくお願い申し上げます。内容説明とさせていただきます。

1. 議長（新 雅人君）提案理由、及び内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑の事前通告はございませんでしたが、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（新 雅人君）質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（新 雅人君）討論なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号管理者の選任については、四條畷市の東修平市長を管理者に選任することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（新 雅人君）ご異議なしと認めます。よって、議案第3号管理者の選任については、四條畷市の東修平市長に決定いたしました。それでは、東修平市長に管理者就任のご挨拶をお願い申し上げます。東市長。

1. 管理者（東 修平君）管理者の選任についてのご賛同、誠にありがとうございました。それでは、一言ご挨拶申し上げます。

去る1月15日執行の四條畷市長選挙におきまして、市民の皆様のご支援をいただき、四條畷市長に当選させていただきました。

ごみ処理問題は、交野市、四條畷市の両市の市民生活にかかわる重要な行政施策であり、両市と施設組合とが連携し、協力して施策の推進を図るべき課題でございます。交野市の黒田市長さんと力を合わせ、循環型社会の形成に向けて、施策の推進に全力、最大の努力をしまりたいと考えてございます。

議員の皆様方には、今後ともご支援、ご協力お願い申し上げまして、簡単ではございますが、就任にあたってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

1. 議長（新 雅人君） 日程第6、一般質問を行います。質問者の順番は通告のあった順に基づき、行ってまいります。なお、本組合申し合わせ事項により、質問者の質問時間は15分以内となっております。ただ今から順次質問を許可いたします。2番藤田議員。

1. 2番議員（藤田菜里君） それでは、通告に従って質問させていただきます。先ほど予算説明の中でも触れられていた清滝ごみ焼却施設の解体について、質問をさせていただきます。

まず1点目にこの解体事業は計画から実施終了までに、どれぐらいの期間がかかるものなのか、また予算としてはどれぐらいをかけて行おうと、していこうとするものなのか、まず教えていただけますでしょうか。

1. 議長（新 雅人君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） お答え申し上げます。解体工事につきましては、ごみ焼却施設の上屋部分の解体だけではございません。地下構造物の状況等や跡地利用の方法によっても解体にかかる期間や費用が大きく変動するものでございます。現時点ではこれらをお示しすることができませんが、今後解体計画を策定する中で解体に要する期間と費用を試算してまいりたいと考えてございます。

なお、過去の他都市の事例では、解体期間は2年程度、ごみ焼却施設の上屋部分の解体費用につきましては7億円程度と聞いてございます。以上でございます。

1. 議長（新 雅人君） 2番藤田議員。

1. 2番議員（藤田菜里君） 期間や費用については計画が、跡地利用などもあるということで、その辺でどれぐらいかかるか、また費用についても現時点では具体的なところはお示しできないということだったんですけども、解体だけを見ても他市で7億円程度かかっているということで、今後、両市負担、税金投入は莫大な金額になってくるんだということは確かだと思うんですけども、そこで、例えばこういった公共施設の解体のための国の補助金制度、また交付金の対象になるのかどうか、そういったところを教えてくださいませんか。

1. 議長（新 雅人君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 解体にかかる財政支援のことだろうと思います。廃止した焼却施設の解体工事に係る財政支援措置として、循環型社会形成推進交付金制度がございます。

これにつきましては、既設のごみ処理施設を解体し、新設のごみ処理施設を建設する場合、またストックヤードなどの廃棄物関連施設を新設する場合などに交付対象となっております。既設のごみ処理施設を解体するだけの事業は交付対象外となっております。以上でございます。

1. 議長（新 雅人君） 2番藤田議員。

1. 2番議員（藤田菜里君） 壊すだけではそういった対象にならないということですので、非常に両市の負担は増えていくんじゃないかと。今、交野市でも公共施設の再計画というのが進められていますし、そういったところでも、市民としてもですね、市民感覚としても、どれぐらいの負担増になっていくのかというのは、非常に知りたいところだなというふうに思いますので、また分かり次第示して頂きたいと思うんですけども。

次に解体に伴ってですね、危惧される危険性について、またその対策についてどのようにお考えであるかを教えていただけますでしょうか。

1. 議長（新 雅人君） 北崎局長。
1. 事務局長（北崎文雄君） 解体工事におきましては、「労働安全衛生規則」や「ダイオキシン類ばく露防止対策要綱」などの定めを遵守し、解体工事によるばいじん等の飛散防止であるとか、排気や汚水等による環境汚染の防止などに努めまして、環境に対する安全の確保や、解体工事に従事する作業員のばく露防止などについても、十分に配慮して解体工事を実施しなければならないというふうに考えてございます。
1. 議長（新 雅人君） 2番藤田議員。
1. 2番議員（藤田菜里君） 他市でも裁判になっていたりとかですね、非常に市民もシビアな目で、今、全国的に土壌汚染の問題とか、そういったことがクローズアップされてますし、そういったところでシビアな目を向けられるような事業なのではないかなというふうに思っています。
- 今回、解体が予定されている清滝のここのごみ焼却施設は築50年ほど経っている古いものであるということで、また焼却施設という特殊な施設でありますから、高熱処理がされてきたということで、アスベストの心配もあるのかなというふうに思うんですが、このアスベストについてはどのようにお考えですか。
1. 議長（新 雅人君） 北崎局長。
1. 事務局長（北崎文雄君） アスベスト対策につきましては、大気汚染防止法の特定粉じん排出等作業及び大阪府条例の石綿排出等作業として、規制内容が示されてございます。これらの規制内容を遵守しながら事業を実施してまいりたいと考えてございます。
1. 議長（新 雅人君） 2番藤田議員。
1. 2番議員（藤田菜里君） ぜひそういった法や規則があるということで、解体工事ではぜひそういったことが守られながら行っていくということは本当に望むところであるんですけども、具体的に実施計画書のようなものを示してまたその事前調査の実施や、何をどういう基準で、またどのような方法でその規則や法律にのっとって守っていくのか、また汚染物質の搬出経路などをどうするのかとかですね、様々なことを具体的に示していく必要があると思うんですけども、それに沿って解体業者に委託をかけていくというような形をとっていくのが、他市での事例なんかを見るとそういう流れでやられてきているということなんですが、その中でまた仕様書というものを策定したりとかってということがありますが、こういった進め方というのは、どのようにお考えですか。
1. 議長（新 雅人君） 北崎局長。
1. 事務局長（北崎文雄君） 先ほど予算の中でご説明申し上げましたように、平成30年度及び平成31年度に解体におけます調査等の業務を行うこととしてございます。この中で解体工事をどのような方針で実施していくのか、また周辺環境への配慮と、またその方法ですね、そのようなことを取りまとめてまいりたいというふうに考えてます。
- その後、その結果をもちまして、具体的な内容をまとめた解体計画書を策定すると。また、それに則り、解体工事を進めていくというような手順になっていこうかと考えてございます。
1. 議長（新 雅人君） 2番藤田議員。
1. 2番議員（藤田菜里君） では、先ほどの予算説明のところでは平成30年度、31年度については、計画書を作るというのではなくて、計画書を作る前の段階の調査を行う2年間という捉え方でよろ

しいんですか。

1. 議長（新 雅人君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 仰る通りでございます。

1. 議長（新 雅人君） 2番藤田議員。

1. 2番議員（藤田菜里君） では、32年度以降になるのかと思うんですけども、解体計画書などの策定を行う時には、ぜひ必ず市民参加型、もしくは市民の声を反映できるような形で行って頂きたいということを要望しておきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、この解体事業について、各市とこの組合の責任分担といいますか、そういった考え方、どのように考えればいいのか。また現在、各市が策定に向けて取り組んでいる、先ほどもちょっと触れたんですが、公共施設等総合管理計画との、この施設の関係について、教えていただけますか。

1. 議長（新 雅人君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 解体事業につきましては、組合が主体となるものと考えております。

構成両市におかれましては、組合が行いますこの解体事業について環境保全上の観点などから、いわゆる指導する立場にあると考えてございます。

構成両市の公共施設等総合管理計画につきましては、市が所有されてございます公共施設に対する計画となつてございますことから、組合の本ごみ焼却施設に関してはこの計画には含まれてございません。

1. 議長（新 雅人君） 2番藤田議員。

1. 2番議員（藤田菜里君） 主体は組合だということですので、組合が行う解体事業の環境保全上の指導する立場にあるのが両市ということなんですが、ちょっとすいません、理解しにくいので、もう少し具体的に教えていただければと思います。

1. 議長（新 雅人君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 主体となるのは組合ということで申し上げました。主体は組合であつて、環境保全に努めて、解体事業を実施する事業者でもあるという立場が組合であると思います。その事業者、解体事業者に対して関係法令等に基づきまして、周辺的生活環境を保全するという観点などから指導するのが環境行政を担う両市の役割ではなかろうかと考えてございます。

1. 議長（新 雅人君） 2番藤田議員。

1. 2番議員（藤田菜里君） 主体は組合で、例えば何か事前調査なり、工事中に何か起こった時に、それに伴う対応をしていくっていうことも、例えば市民の方から、こういった調査をもっとしてくれっていうような声が出るかもしれませんし、そういったことを取りまとめていくっていうのも、主体である組合が行っていくという考えでいい。

1. 議長（新 雅人君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） この事業、解体事業にかかる説明実施者は組合であり、説明者も組合であろうと思います。ただ、周辺地域とかあるいは住民と仰った部分についてはですね、構成両市との関係もございまして、連携しながらという部分はあろうかと考えてございます。主体的には組合が行う事業であるということです。

1. 議長（新 雅人君） 2番藤田議員。

1. 2番議員（藤田菜里君） すいません、分かりました。では、周辺の環境調査で、例えば大気や土

壤、水質、あと騒音・振動など様々な調査を行う必要があるというふうに私も他市の事例見ながら知りまして、その主体である組合として調査を行っていくと、その周辺環境への調査については、例えばダイオキシンとか色々あると思いますが、どのような調査を行っていくというふうな考えをお持ちなのか。

1. 議長（新 雅人君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 周辺環境への影響調査につきましては、ダイオキシン類は「ダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づき、また、アスベストは先ほども申し上げましたが「大気汚染防止法」や「大阪府生活環境の保全に関する条例」に基づきまして、環境調査を実施してまいりたいと考えております。

その他、浮遊粒子状物質は、規則項目として規定されている法令等がないため、現段階では環境調査は考えてございません。以上でございます。

1. 議長（新 雅人君） 2番藤田議員。

1. 2番議員（藤田菜里君） 先ほど、浮遊粒子状物質については規定されている様なものがないので、事前調査は考えていないということだったんですが、この浮遊粒子状物質というのは、非常に細かい物質で、大気中に浮遊しているということで、気管に入り易く健康への影響が大きいと言われていたということなんです。環境基本法では1時間あたりの1日平均値が0.1mg/m³以下で、かつ1時間あたりが0.2mg/m³以下であるというふうに規定されているということなんですけれども、こういった基準があるのであれば、解体工事の規則項目がなくてもですね、独自に測定を行っていくという事は、市民の環境、健康を守るという視点では非常に重要ではないかなというふうに思います。で、また他市ではこういった清掃施設の解体工事の際に独自で毎日測定を、工事現場だけではなくて近隣の小学校の何箇所かというところで、行っているという事例もありますので、計画策定の際にはですね、こういったことも考えていただければというふうに要望いたします。

最後にですね、この解体事業に伴う市民への情報開示とリスクコミュニケーションについての、実施方法も含めて現時点でどのように考えておられますでしょうか。

1. 議長（新 雅人君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 解体工事に伴います市民への情報開示とリスクコミュニケーションの考え方についてのご質問でございます。解体工事の方針等の立案や工事計画の策定など各段階におきまして、現在の清滝ごみ焼却施設の周辺地域に対しまして、周知を図ることを考えてございます。また、組合のホームページでも解体に係る情報を発信してまいりたいというふうに考えてございます。

実施方法につきましては、具体的な実施方法につきましては、今後、構成両市と組合とで協議、検討を重ねてまいりたいと考えてございます。

1. 議長（新 雅人君） 2番藤田議員。

1. 2番議員（藤田菜里君） 周辺地域に対して周知を図るということを考えておられるということなんです。この周辺地域というのは、どの範囲までを示しているのか、今言える範囲で教えてください。

1. 議長（新 雅人君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 周辺地域という定義はございません。現時点では、この清滝ごみ焼却

施設に隣接する、四條畷市の逢阪地区、あるいは清滝地区、岡山地区というふうなかたちで、現時点では考えてございます。

1. 議長（新 雅人君） 2番藤田議員。

1. 2番議員（藤田茉莉君） 先ほど、ちょっと前に触れた浮遊粒子状物質や、大気汚染の問題なんかも考えられるような解体工事ですので、ぜひ市民の方から説明して欲しいというようなご要望があった場合にはですね、柔軟な対応を取っていただきたいなというふうに思います。

で、ちょっと前に触れましたので、この説明会をするとかですね、そういった実施主体は組合が実施主体であるということによろしいですか。

1. 議長（新 雅人君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 先ほど答弁いたしましたように、事業するのは組合、当然説明責任は組合にあると思います。ただ、周辺住民という部分の中ではその関係する両市、構成市との連携も必要になってこようかと考えてございます。

1. 2番議員（藤田茉莉君） ありがとうございます。

1. 議長（新 雅人君） これにて藤田議員の一般質問を終結いたします。

1. 議長（新 雅人君） これにて本会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。閉会にあたりまして、管理者よりごあいさつをお受けしたいと思います。管理者。

1. 管理者（東 修平君） 第1回の定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、平成29年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算のほか、2議案につきまして、慎重なご審議のうえ、ご可決並びに選任を賜りまして、誠にありがとうございました。

新ごみ処理施設の建設事業については、この後、事業の進捗状況についてご報告申し上げますが、9月中旬には、両市のごみ搬入による負荷試運転を開始する予定であり、その後、試運転稼働の確認等を経て、平成30年1月末には竣工引渡しを受け、2月から新施設の本格稼働を開始する予定としてございます。

また、新施設の完成に合わせ、清滝の現有施設の操業停止や施設管理などの事業にも取り組むこととしております。

事業を進めるにあたりましては、近隣住民の皆様のご理解が重要でありますことから、引き続き、事業に関する情報の提供やご説明、報告等に努めてまいりたいと存じております。

最後にこの場をお借りいたしまして、ご報告申し上げます。

四條畷市の副市長で、本組合副管理者の森川副管理者は、去る1月31日付で退職されたところでございますが、その後任につきましては、人選にあたっていただいておりますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、北崎局長及び田中資源循環施設整備室長が3月31日付で、退職及び異動となり、その後任といたしまして、局長には、四條畷市の亀澤伸君を、そして資源循環施設整備室長には、交野市の竹村修君を、4月1日付で発令してまいりたいと思っておりますので、併せてご報告申し上げます。

議員の皆様には、今後とも組合事業により一層のご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

1. 議長（新 雅人君） 以上をもちまして、平成 29 年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第 1 回を閉会いたします。諸案件の審議にあたりまして、慎重審議賜り、誠にありがとうございます。
(時に 15 時 26 分)

以上、会議の顛末を記載し、相違なきことを証するためここに署名する。

平成 29 年 3 月 30 日

四條畷市交野市清掃施設組合議長

新 雅 人

四條畷市交野市清掃施設組合議員

雨 田 賢

四條畷市交野市清掃施設組合議員

三 浦 美代子